



# 秋田県公報

## 教育委員会規則

教育委員会規則  
 秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則(二〇・教育庁総務課)：1

目次	ページ
----	-----

秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成十七年五月十日

秋田県教育委員会規則第二十号  
 秋田県教育委員会委員長 渡部 聡

秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則  
 秋田県教育委員会行政組織規則(昭和六十一年秋田県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第十五条第三項の表中第十九号を第二十号とし、第三号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三	総(合)調整主幹	総務課	教育庁等の職員、県立学校の教職員及び市町村立小中学校の県費負担教職員に係る人事評価に関する調整、健康管理及び倫理の保持並びに危機管理に関する調整等をつかさどる。
---	----------	-----	--

附 則  
 この規則は、公布の日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(0862)876600  
FAX(0863)000505  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄